

学校いじめ防止基本方針

大牟田市立羽山台小学校

1 目的

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」では、いじめを「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行えるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

いじめはどの学年・学級でも起こりえる問題であって、児童等の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、時には命にかかわる問題にもつながっていく。

そこで、本校では同法に基づき、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、①「いじめの未然防止」から、②「早期発見」、③いじめがある場合は「適切かつ迅速に対処する取組」とその具体的な「年間計画」、そうした取組を実施していくための「組織」等について「学校いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

2 いじめ問題に対する基本認識

(1) いじめを許さない

- ・どんな理由があるにせよ、人をいじめてはいけない。いじめは人権侵害。

(2) いじめられるものを責めない

- ・「いじめられる側にも問題がある」という考え方ではなく、いじめられる者の辛さ、哀しさをよく理解する。

(3) いじめの観衆と傍観者をつくらない

- ・「見ていただけ」「関係ない」といった関係、雰囲気をつくらない。

(4) 「なぜいじめられるようになったのか」といういじめられる側への教育的配慮と指導

- ・ストレス発散のための行為であるならば、その原因を探ること。

3 組織

いじめ防止対策推進法第22条より、次の組織を設定する。

(1) いじめ防止対策推進委員会

ア 構成

- 学校長 ○教頭 ○教務 ○生徒指導担当 ○養護教諭
- 保護者代表（PTA会長、副会長） ○スクールカウンセラー（田隈中）

イ 役割

- ・いじめに関する情報の収集及び共有。
- ・いじめ事実の確認。対策案を練る。
- ・外部組織への協力要請、または警察への通報。
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析。

ウ 開催時期

- ・委員会は防止対策推進を目的とし、毎学期1回、また学校長が必要と認めたときに開催する。

(2) 校内いじめ対策委員会（生徒指導部会）

ア 構成

- 学校長 ○教頭 ○主幹教諭 ○生徒指導担当 ○養護教諭
- 学年代表

イ 役割

- ・校内のいじめに関する情報の収集及び共有。
- ・いじめ事実の確認。対策案を練る。
- ・該当児童への指導，該当保護者への対応。
- ・学級への指導体制の強化，支援。

ウ 開催時期

- ・委員会は月1回，また学校長が必要と認めたときに開催する。

4 学校の取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを防止するためには，すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に未然防止の取組を行うことが最も重要である。児童一人一人の自己存在感を高め，認め合える風土を醸成して，「いじめが起こらない学校・学級」をつくるため，年間を通して，以下の事項に重点的に取り組むようにする。

ア わかる授業づくり（すべての児童が参加・活躍できる授業）

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得
- ・算数科における習熟度別少人数指導の実施
- ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）

イ 学習規律の徹底

- ・チャイム席
- ・正しい姿勢
- ・発表の仕方，聞き方

ウ 学級集団づくり

- ・話し合い活動，学級会活動の充実
- ・居場所づくり，絆づくり
- ・「基本的な生活習慣の指導」「羽山っ子のくらし」をもとにした児童の発達段階に応じた基本的な生活習慣や自主的態度の育成

エ 社会体験，自然体験，交流体験の充実

- ・福祉体験やボランティア体験，勤労体験等，豊かな体験活動の設定
- ・異学年交流，小中連携，幼保小連携等を計画的に実施し，人と人のつながりを大切にする。
- ・6年間を見通した体系的・計画的な実施

オ 児童会活動の充実

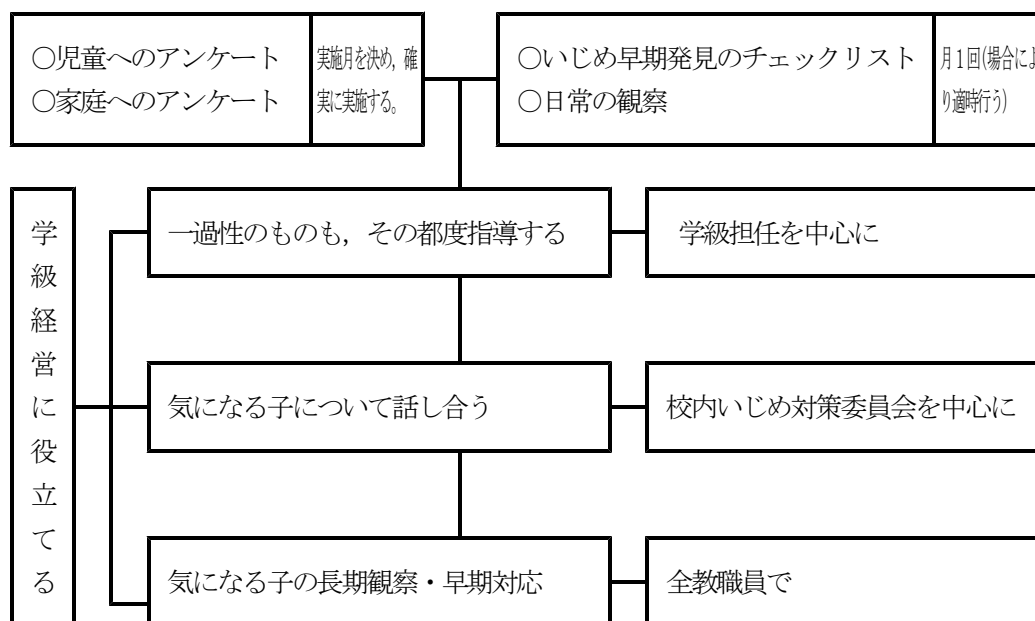
- ・学校行事の主体的な運営
- ・委員会活動の充実
- ・子どもと教師，子ども同士のふれあいの時間の確保（縦割遊び等）

カ 人権学習，道徳教育の推進

- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
- ・「いじめ」の本質や構造の理解
- ・道徳の重点項目は「生命尊重，思いやり，親切」とする。
- ・校内健全育成弁論大会(6月)の実施
- ・いじめに対する研修を行い，全職員の共通理解と個々の教師の自覚を高める。
- ・インターネット上のいじめについては，インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに，平素から情報を得るように心がける。

(2) いじめの早期発見の取組

いじめは，早期に発見することが，早期の解決につながる。早期発見の基本は，児童の小さな変化にも敏感に気づくこと，気づいた情報を確実に共有すること，情報に基づき速やかに対応することである。そのためには，教職員が共通理解し，意識的に児童の様子に気を配り，いじめを見抜く目を養うことが重要である。また，定期的な面談や各種調査を行うこととする。



ア 朝・帰りの会や授業中等の観察

- ・出席をとるときの声，表情
- ・健康観察，保健室等での様子
- ・日記指導，学級活動での実態
- ・無届け欠席家庭への連絡，家庭訪問等を通じた保護者との連携

イ 教育相談の実施

- ・各学期はじめに教育相談週間の設定（5月，9月，1月）
- ・教育相談ポストの日常的活用
- ・田隈中学校スクールカウンセラーとの連携（学校保健委員会等での活用）

ウ アンケート等の実施

- ・毎月のいじめ早期発見のチェックリスト活用による状況把握
- ・学校生活アンケートの毎学期1回（5月，9月，1月）の実施
- ・いじめに特化した無記名アンケートの毎学期1回（6月，10月，2月）の実施
- ・家庭用チェックリストの年間2回（6月，11月，1月…県下一斉親子ふれあい運動の取組）の実施

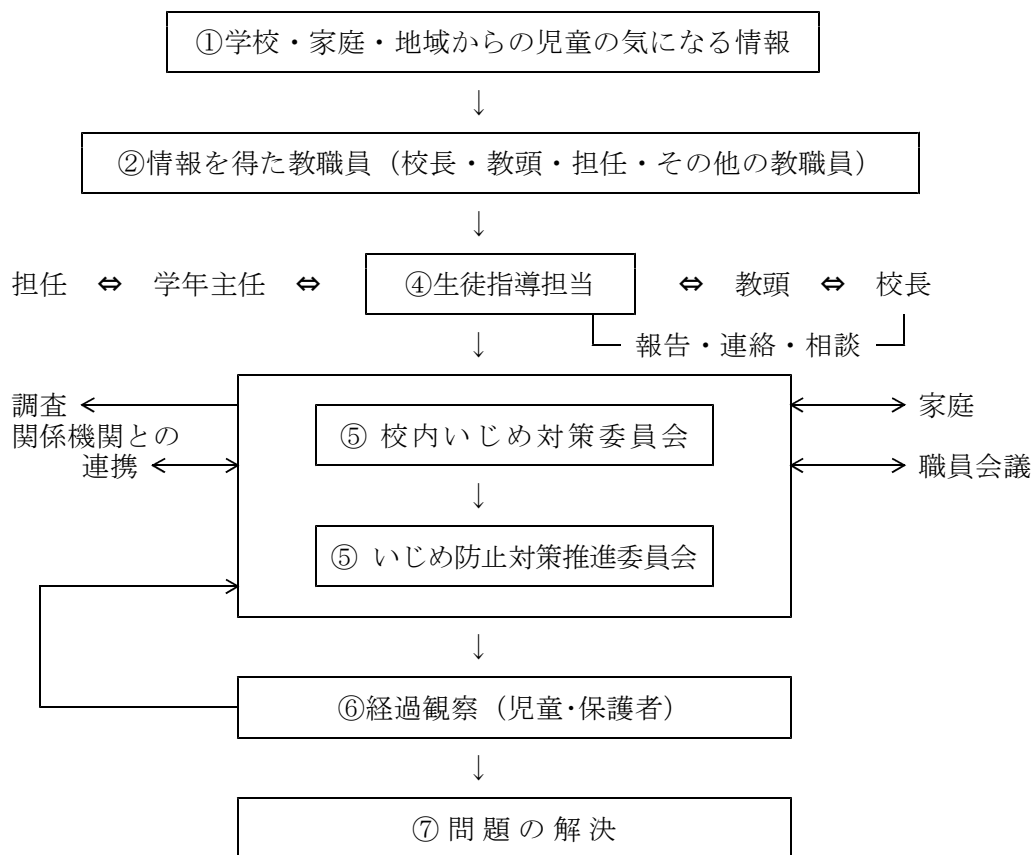
エ いじめ対策に関する年間計画

月	内 容
4月	○いじめ防止対策推進委員会の開催 ○いじめ防止基本方針の検討 ○児童に関する共通理解 ○無記名アンケートの実施
5月	○学校生活アンケートの実施 ○教育相談週間 ○保護者との情報交換（家庭訪問） ○無記名アンケートの実施 ○いじめ対策についての説明，啓発（PAT総会）
6月	○無記名アンケートの実施 ○家庭用チェックリストの実施
7月	○保護者との情報交換（懇談） ○無記名アンケートの実施
9月	○人権学習 ○無記名アンケートの実施
10月	○学校生活アンケートの実施 ○無記名アンケートの実施
11月	○教育相談週間 ○無記名アンケートの実施 ○家庭用チェックリストの実施
12月	○学校評価（中間）の実施 ○無記名アンケートの実施 ○情報モラル教室
1月	○いじめ防止対策推進委員会の開催 ○非行防止教室 ○無記名アンケートの実施 ○保護者との情報交換（懇談） ○人権学習
2月	○学校生活アンケートの実施 ○無記名アンケートの実施
3月	○教育相談週間 ○家庭用チェックリストの実施 ○無記名アンケートの実施 ○学校評価の実施 ○いじめ防止対策推進委員会の開催 ○いじめ防止基本方針の見直し
※毎月1回…校内いじめ対策委員会（生徒指導部会）	

(3) 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの兆候を発見した時は，問題を軽視することなく，早期に適切な対応をする，ことが大切である。校長のリーダーシップのもと「いじめ防止対策委員会」が中心となり，事実関係の把握，被害児童のケア，加害児童の指導等，問題の解消までを行うようにする。なお，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には，大牟田市教育委員会と連携を図り，関係機関と相談して対処する。また，児童の生命，身体に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察署に通報し，適切に援助を求める。

ア いじめ問題の対処の流れ…「危機管理対応マニュアル」（いじめへの対応）参照



イ いじめ対応の留意点

- ・いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ・校長は、いじめの報告を受けた場合は、直ちに校内いじめ対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等についての対応方針を検討する。続いて、いじめ防止対策推進委員会を招集し、事実関係を把握し、対策案を練り、加害児童の指導、保護者への助言等、問題の解消までを行う。
- ・いじめられた児童のケアは、養護教諭や専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ・いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り、問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ・校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ・校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条で、次の場合を重大事態として、「学校の設置者又は、その設置する学校は、その事態に対処に速やかに事実関係を明確にするための調査を行うもの」と規定されている。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

そこで、本校では、「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況に着目して判断することとし、次のようなケースを想定する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

また、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校長の判断により、迅速に調査に着手することとする。さらに、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものと報告・調査等に当たるようにする。

イ 重大事態発生時の対応

- ・ただちに、大牟田市教育委員会へ事態発生について報告する。教育委員会と協議の上、必要に応じて当該事案に対処する組織を設置する。
- ・実態把握といじめ防止対策推進委員会の招集、その後、大牟田市教育委員会と連携し、調査、措置を行う。

重大事態を含めたいじめ対応マニュアル

- ①「心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがある場合
 - 自殺の兆候への緊急対応
 - 対人暴力への緊急対応
 - 学校の秩序維持のための出席停止への緊急対応
 - インターネットによるトラブルへの対応
- ②「相当の期間学校を欠席する」ことを余儀なくされている疑いがある場合
 - 不登校への対応
- ③報道機関等への対応が必要な場合
 - 事件・自己発生時の報道機関への対応

別紙：平成26年度教育指導計画「危機管理マニュアル」参照

5 保護者、地域等との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行う」とともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。また、保護者は学校等が講じる「いじめの防止等に関する措置に協力するよう努める」ともとされている。家庭との連携を推進することは極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

- ・PTAの各種会議や保護者会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級・保健便り等を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。
- ・日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努める。
- ・地域諸団体（「まちづくり協議会」校区連協，校区社協，地区青少協等）と連携し、いじめ防止対策に努める。

6 学校評価における留意事項

いじめ防止対策推進法第34条「学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。」を受け、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

○いじめの早期発見に関する取組に関すること。

○いじめの再発を防止するための取組に関すること。